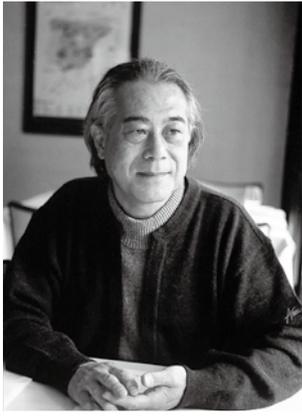


みすゞさんを生み育んだ長門市の

市民の心をひとつに

新型コロナウイルス感染症は感染者の確認が相次ぎ、収束のめどがいまだに立っていません。大変残念なことに、感染者の家族や関係者に対するひぼう中傷がみられ、感染によりショックを受けている患者をさらに傷つける状況が生じています。

金子みすゞ記念館の矢崎節夫館長に、不安な時代での優しい心とこゝとばの大切さについてお話ししていただきました。



▲矢崎節夫館長

金子みすゞさんの作品は、いつも私たちの心を支えてくれますが、コロナ禍の今は『明るい方へ』と『こだまでしょうか』がとくに強く心に響きます。『明るい方へ』は気持ちが下向きになりがちな私たちに勇気をくれます。『こだまでしょうか』は十年前の東日本大震災の時に、日本中の人の心を一つにしてくれましたが、コロナ禍の時代にとっても大きな気付きを与えてくれる作品です。

『遊ぼう』っていうと「遊ぼう」っ

ていう。「馬鹿」っていうと「馬

鹿」っていう。」と歌い、いやな言葉

を言ってしまった自分に気づいて、そ

うして、あとで、さみしくなって、

と、自分に戻しているところが見事

です。みすゞさんは自分の言った言葉を

最初に聞くのは自分自身だと、きちん

と知っていたのです。この事に気付い

たみすゞさんの感性に感動します。

こだまとは、一方的に相手を否定せ

ず、丸ごと受け入れる、人間の最も善

なる行為です。

日本だけでなく、世界中が目に見え

ないコロナの中で、不安な気持ちで

いっぱいです。

でも、もつと不自由で、不安な時代

に「お互いさま」という優しい心と、

自他の区別なく共生きという深い支え

明るい方へ

明るい方へ
明るい方へ。

一つの葉でも
陽の洩るところへ。

藪かげの草は。

明るい方へ

明るい方へ。

翅は焦げよと
灯のあるところへ。

夜飛ぶ虫は。

明るい方へ

明るい方へ。

一分もひろく
日の射すところへ。

都会に住む子等は。

『金子みすゞ童謡全集』
(JULA出版局)

あいの気持ちで生き抜いてきた親の時代を思い出して、人としての原点に立ち戻る良い機会を与えられたのだと思います。

「コロナにうつらない うつさない」

こだまでしょうか

「遊ぼう」っていうと
「遊ぼう」っていう。

「馬鹿」っていうと
「馬鹿」っていう。

「もう遊ばない」っていうと
「遊ばない」っていう。

そうして、あとで
さみしくなって、

「ごめんね」っていうと
「ごめんね」っていう。

こだまでしょうか
いいえ、誰でも。

『金子みすゞ童謡全集』
(JULA出版局)

を合言葉に、それでもうつってしまった人がいたら、どんなに辛い思いをしているかを自分の事として考え、「辛いね」とこだまできる人でありたいですね。

こだまという優しい言葉がけこそが、みすゞさんを生み育んだ長門市の人々の、日本だけでなく、世界の人々への大きな励ましと誇りになると思います。

新型コロナウイルス感染症の

感染防止対策の徹底をお願いします

新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからない状況の中、山口県内においても、感染者の確認が相次いでいます。

市民の皆さんには、引き続き「マスクの着用」、「手洗い・消毒」、「3密の回避」、「人と人との距離の確保」など、『ながと版新しい生活様式』の実践をお願いします。

また、事業者の皆さんには、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、提供されるサービスに合った具体的な感染防止対策をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、感染者の咳・くしゃみ・会話で生じるつばなどの飛沫に含まれるウイルスが他の人の鼻・口などに入ったり、ウイルスが付いた手で、鼻・口などに触れることで体に入り込むため、誰もが感染する可能性があります。

お一人おひとりの取組が感染拡大防止につながります。今一度皆さんのご協力をお願いします。

発熱などの症状がある場合の 受診・相談について

■日頃受診している医療機関がある人
まずは、日頃受診している医療機関に電話で相談ください。その医療機関での受診が難しい場合は、医師から受診可能な医療機関を案内します。

■日頃受診している医療機関がない人や相談する医療機関に迷われる人
・「山口県」受診・相談センター
☎ #7700
（専用ダイヤル：毎日24時間対応）
IP電話、ひかり電話など#7700
を利用できない場合

☎ 083-902-2510
・長門市保健センター
☎ 23-1133
（8時30分～17時15分）
※土日、祝日、年末年始を除く



市独自の経済対策

経営持続化支援金の 申請期間を延長中

幅広い業種の事業者が対象となる「長門市新型コロナウイルス感染症に伴う経営持続化支援金」の申請期間を延長しています。市内の個人事業主・法人の事業継続と雇用維持を図るために、1店舗あたり15万円（2店舗以上は30万円）を交付します。

ただし、県の協力金（スナック・バーなど）・支援金（レストラン・カフェなど）を受けられた人や、すでに交付を受けられた人は対象となりませんのでご注意ください。

■申請期限
2月26日（金）
■問い合わせ
産業戦略課商工物産振興班
☎ 23-1136



▲本庁1階にブースを開設中

申請はお早めに

緊急経営維持給付金の 申請は2月5日まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、年末などの売上が大きく減少した食事提供施設を営む事業者に対し、事業継続を図るための緊急経営維持給付金を交付しています。対象となる事業者は期限内に申請してください。

■対象事業者（左記のすべてに該当）
・山口県食品衛生許可（飲食店営業・喫茶店営業 ※細目の指定あり）を受けていること
・本市に所在地を有して営業実態があること

・令和2年12月の売上が前年同月と比べて30%以上減少していること
・業界団体のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症防止対策を実施していること

■給付金額
1店舗あたり20万円
（2店舗以上は40万円）
■申請期限
2月5日（金）
■問い合わせ
産業戦略課商工物産振興班
☎ 23-1136